

第12回院内集会「日米 FTA をただす！」

<講演資料>

失うだけの日米 FTA

東京大学教授 鈴木 宣弘

2019年4月23日

TPP プラスを許さない！全国共同行動

失うだけの日米FTA

東京大学教授 鈴木 宣弘

規制改革、自由貿易の名目で、公共的・共助的なルールや組織を破壊し、命を守り、命を救うよりも日米オトモダチ企業の利益を増やそうとする動きが止まらない。TPP11(米国抜きの TPP)を米国も含めた TPP12 の内容を 11 カ国にそのまま譲歩して 2018 年 12 月 30 日に発効、それとセットの TPP12(環太平洋連携協定)合意以上に譲る日米 FTA 交渉を 2019 年 4 月に開始、TPP 以上でいいからと急がせた日欧 EPA(経済連携協定)も 2019 年 2 月 1 日に発効、さらに RCEP(東アジア地域包括的経済連携)も「TPP プラス」にしようと「TPP ゾンビ」の増殖に邁進している日本。

つまり、現状は、大問題になった TPP12 より悪化していることを、まず深刻に受け止めないといけな。特に、日米 FTA は米国からのかねてからの要求を受け入れる「総仕上げ」になると懸念される。

食と病気は不可分～米国型食生活の懸念

食と病気は不可分の関係にあるが、それは米国型の食生活と健康との関係についての次の 2 つの情報からも実感される。

①医療ジャーナリスト宇山恵子氏が、米国ミンガン大学公衆衛生学科の Robert De Vogli 准教授らが、同大学発表ニュースリリースに掲載した研究(2012 年)を『ヘルス&ビューティー・レビュー』で紹介しているのが興味深い。世界の 26 か国を対象に、人口 10 万人当たりのファーストフード店の数と肥満者の割合を比較した結果、ファーストフード店の数は、10 万人当たり、アメリカが 7.52 店、カナダが 7.43 店で、肥満者の割合はアメリカ男性が 31.3%、女性が 33.2%、カナダの男性が 23.2%、女性が 22.9%だったのに対して、日本とノルウェーのファーストフード店の数は 10 万人当たり日本が 0.13 店、ノルウェーが 0.19 店で、日本の肥満率は男性が 2.9%、女性が 3.3%、ノルウェーの男性が 6.4%、女性が 5.9%だったという。ファーストフード店の密度と肥満率(つまり、安い食事への依存度と肥満率)には密接な関係がありそうだ(ぼっちゃりが悪いというわけではない)。

②米国に住むとアレルギー疾患リスクが上昇、米研究【2013 年 5 月 1 日 AFP=時事】

米国外で生まれた子供は米国生まれの子どもに比べて、ぜんそくやアレルギー肌、食物アレルギーといった症状が生じるリスクが低い、米国に 10 年ほど住むことでアレルギー疾患のリスクが高まる可能性を示す研究結果が、4 月 29 日の米国医師会雑誌(Journal of the American Medical Association, JAMA)に掲載された。

米国では近年、食品アレルギーや肌のアレルギー反応が増加しているが、研究では 2007～08 年に電話調査を行った全米約 9 万 2000 人の記録を検証した。報告された症状にはぜんそくや湿疹、花粉症、食品アレルギーなどがあつた。

米ニューヨーク(New York)にあるセント・ルークス・ルーズベルト・ホスピタル・センター(St. Luke's-Roosevelt Hospital Center)のジョナサン・シルバーバーグ(Jonathan Silverberg)氏率いる研究チームは「いかなるアレルギー疾患についても、米国内で生まれた子どものアレルギー疾患率(34.5%)に比べ、米国外で生まれた子供の疾患率は著しく低かった(20.3%)」としている。「ただし、国外で生まれた米国人でも、米国での在在期間が長くなるほどアレルギー疾患リスクが増加していた」という。

米国外で生まれたが、その後米国へ移って在住歴 10 年以上の子供では、米国に住み始めた年齢に関係なく、湿疹や花粉症を発症する可能性が「著しく」高く、同じ外国生まれでも米国在住歴が 2 年以内の子供と比べると、湿疹では約 5 倍、花粉症では 6 倍以上の発症率だった。(引用終わり)

このような米国型の食生活が浸透することの危険から日本国民の命と健康な生活を守るためには日本の安全・安心な食と農の健全な維持が欠かせない。しかし、日本の食と農は、すでに崩壊の危機に立たされており、さらに、その「総仕上げ」が日米 FTA(自由貿易協定)で迫っている。これは「農家の問題」で済まされない国民の命に関わる深刻な問題だということを、生産者からも一層発信を強めるとともに、医療関係者を含め、社会全体として、国民に広く深く認識を浸透させる大きなうねりをつくらないと、手遅れになる。

一方、日本の医療も、直接的に国民の命と健康な生活を守るために欠かせないが、命を蔑ろにして、グローバル製薬企業などの儲けのために日本の薬価・医療制度を壊そうとする動き(薬価を高く維持し、ジェネリックをつくらせない、公的医療保険の縮小など)も日米 FTA で「総仕上げ」の段階に入ろうとしている。命を守り、命を救うよりもオトモダチ利益を優先し、公共的・共助的なルールや組織の存在を否定し、世論操作を意図した如何なる改ざん・捏造も当たり前と化した異常事態を解消し、真つ当な国を取り戻すことができるか、我々は瀬戸際に立たされている。

日米 FTA 交渉入り～TAG は共同声明を改ざんした捏造語～

日米間で新たな貿易協定(日本は TAG=物品貿易協定と命名)の交渉開始が決まったのを受けて、AP 通信や米国メディアは、ズバリ「日米が FTA 交渉入りに合意」と報じた。日本のメディアは「事実上の FTA」「FTA に発展も」とやや回りくどいが、TAG は「FTA そのもの」である。筆者も「日米 FTA はやらないと言ったわけでしょ。だから、日米 FTA ではないと言わな

いといけないから、稚拙な言葉のごまかしで、これは日米 FTA なんです」(テレビ朝日「グッド! モーニング」コメント、2018 年 9 月 28 日)と即座に指摘した。

TPP11 をやれば米国が自分の分はどのようにしてくれる?とやってるのが当然で、それは日本も最初からわかっていたから、TPP11 と日米 FTA をセットで準備していた。日米経済対話や FFR は日米 FTA の事前交渉なのは見え見えだった。しかし、「日米 FTA 回避のために TPP11 を進める」と欺き、TPP11 の発効が決まるが早いのか、日米 FTA の交渉開始を決めてしまったので、日米 FTA ではないと言い張るために、TAG なる造語を編み出したということである。

そもそも、日米共同声明に TAG (物品貿易協定) という言葉は存在しない。英文には「物品とサービスを含むその他の重要な分野についての貿易協定(Trade Agreement on goods, as well as on other key areas including services)」と書いてある。日本側が意図的に物品だけ切り取って TAG と言っているだけで、極めて悪質な捏造だ。物品とサービスの自由化協定は、次の定義からわかるように、紛れもない FTA である。「特定の国・地域間で関税撤廃やサービス貿易の自由化をめざす FTA (自由貿易協定) や物品・サービス分野だけでなく投資、知的財産権、競争政策など幅広い分野での制度の調和をめざす EPA (経済連携協定)」(荏開津典生・鈴木宣弘『農業経済学 (第 4 版)』2015 年、岩波書店)

国際法(WTO)上、MFN(最恵国待遇)原則に反する特定国間での関税の引き下げは FTA を結ばないかぎり不可能であるのに、米国からの牛肉と豚肉の関税引き下げの要求を受けつつ、日米 FTA は拒否すると言い続けているが、どうするつもりか、どんな裏技を出してくるのかと思ったら、まさかの共同声明改ざんである。

しかも、「FTA でない」と言い続けければ、国際法違反の協定で、関税削減は発効できないという自己矛盾で墓穴を掘っていることにも気づかないのだろうか。「今回はこれで乗り切りましょう」と進言した経済官庁の「浅知恵」に失笑せざるをえない。

ペンス副大統領演説も改ざん

改ざんは共同声明だけでなく、ペンス副大統領演説 (2018 年 10 月 4 日) 動画では明白に a bilateral Free Trade Agreement with Japan と言っているのに、ホワイトハウス・サイト発表(文字起こし)の同演説記録は、当該箇所を、a bilateral free-trade deal with Japan に変えている。日本側が「国内的に FTA とは言えないから表現を変えてくれ」と頼んだのに対して米国側が対応したものと推察されるが、そのために「F35 戦闘機、105 機、総額 1 兆 2600 億円以上購入しますから」という類(たぐい)の国益差し出しをしている姿が目につく。国民のために闘うのではなく、国民を欺くために際限なく国が売られていく。

その後も、米国が、たびたび FTA だと言っている(USJTA=US-Japan Trade Agreement と命名)のに、今でも、「TAG であって FTA でない」と言い続けている。言葉がどうであれ、やらないと言っていた日米 2 国間交渉をやってしまった事実は消せない。

交渉目的・範囲と展開～USTR が示した 22 項目と農産物協定の先行

USTR(米国通商代表部)が示した USJTA の交渉目的概要の 22 項目が提示した交渉範囲は、物品貿易、衛生植物検疫措置(SPS、具体的には、牛肉の輸入月齢撤廃、防カビ剤の表示撤廃、病害虫発生を理由にした生鮮ジャガイモ輸入解禁措置の一層の拡大、食品添加物・残留農薬の緩和など＝「貿易障壁報告書」などを参照)、税関・貿易円滑化・原産地規則、貿易の技術的障壁、適切な規制慣行、透明性・公表・行政措置、通信・金融サービスを含むサービス貿易、物品・サービスのデジタル貿易と越境データ移転、投資、知的財産、医薬品・医療機器の手続きの公正性、国有・国家管理企業、競争政策、労働、環境、腐敗防止、貿易救済、政府調達、中小企業、紛争解決、一般規定、為替、で、通常の包括的 FTA or EPA である。

ただし、4 月半ばの交渉の初会合では、農産物貿易協定を先行させる方向性が示された。予想されたことではあるが、TPP11 や日欧協定の発効後の、想定以上の急激な輸入増に、米国農家が不満を強めていることが背景にある。TPP11(米国抜き TPP =環太平洋連携協定)と日欧 EPA(経済連携協定)による関税削減が実際に始まって判明したことは、想定以上に関税削減に対する輸入増加の反応が大きい可能性である。例えば、日欧 EPA が発効した 2019 年 2 月には、前年同月比で、豚肉が 62%、ワインが 43%、チーズが 26%も増加する一方、米国からの輸入が減少した。TPP11 が発効した 2019 年 1 月(前月比 42%増)、2 年目の関税が適用になった 4 月にも大幅な牛肉輸入増が生じた。

このような大幅な輸入増加は、関税削減の開始時点に輸入をずらした一時的な効果もあるので、今後の推移を見極める必要がある。しかし、輸入価格の 1%の低下に対する輸入需要増加の%が非常に大きいとすると、これまで想定されていた以上の影響が、しかも早期に襲ってくる可能性を考慮して、対策を検討しないといけないことを示唆している。まず、この点を押さえる必要がある。

そして、農産物関税の先行引き下げの可能性については、物品協定が GATT 第 24 条の例外規定を満たす FTA とみなされるなら可能である。モノの貿易については GATT 第 24 条において、「実質上のすべての貿易」(substantially all trade)についてモノとサービスを自由化し、域外国に対する障壁は引き上げないこと等を条件に、MFN(最恵国待遇)原則の例外として認められている(ただし、「実質上のすべての貿易」についての明確な基準、例えば、90%ならいいのか、量・額・品目数等のどれで測るのかなどは曖昧なままである)。包括的協定の一環として、物品、サービス、投資と、順次、協定を合意していき、特定

農産物について、Early Harvest も実施した例もある(ACFTA)。

参考例 ACFTA の経緯 (JETRO 資料)

ASEAN と中国の包括的経済協力枠組み協定=The Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China アセアン諸国連合(10カ国)と中国の自由貿易地域を目指した協定で、物品貿易協定、サービス貿易協定、投資協定の3つの主協定から構成

2002年11月 ASEAN-中国包括的枠組み協定に署名

2004年1月 特定農産品8品目(HS2桁)を対象にEarly Harvest 実施

(タイは2003年10月、フィリピンは2006年1月実施)

2004年11月 物品貿易協定に署名

2005年7月 物品貿易協定が発効、関税引き下げ開始

2007年1月 サービス貿易協定署名

2007年7月 サービス貿易協定発効

2009年8月 投資協定署名

2009年12月 知的財産に関する覚書署名

2010年1月 投資協定発効、ASEAN 先行6カ国と中国のNormal Track 品目の関税撤廃(CLMVは2015年に関税撤廃)

2010年10月 第2議定書署名

2011年1月 第2議定書発効(三国間貿易、移動証明書発行可能)

2012年11月 第3議定書発効

「TPP 以上は譲らない」は本当か

まず、TPP 水準こそ大問題だったのに、TPP 水準がすでにベースラインになってしまっているのが異常であるが、そもそも、米国が TPP から離脱した際に「TPP は不十分だから 2 国間協定で TPP 以上を求める」と主張していた。我が国も TPP を強行批准した時点で、TPP 水準をベースラインとして国際公約し、米国には上乘せした「TPP プラス」を喜んで確約したようなものだった。「まず、TPP レベルの日本の国益差し出しは決めました。次は、トランプ大統領の要請に応じて、もっと日本の国益を差し出しますから、東京五輪まで総理をさせて下さい。」というメッセージを送っていたのである。

しかも、TPP 破棄で一番怒ったのは米国農業団体だった(裏返せば、日本政府の「影響は軽微」との説明は意図的で、日本農業はやはり多大な影響を受ける合意内容だったということが米国の評価からわかる)。せっかく日本から、コメ(従来の輸入枠も含めて毎年 50 万トン*の米国産米の輸入を約束)も、牛肉も、豚肉も、乳製品も、「おいしい」成果を引き出し、米国政府機関の試算でも、4 千億円(コメ輸出 23%増、牛肉 923 億円、乳製品 587 億円、豚肉 231 億円など)の対日輸出増を見込んでいたのだから当然である。*77 万 t 枠の約半分 36 万 t+6 万 t(業務用米)+枠外約 8 万 t

しかし、これまた感心するのは、米国農業団体の切り替えの早さである。すぐさま積極思考に切り替えて、TPP も不十分だったのだから、2 国間で「TPP プラス」をやってもらおうと意気込み始めた。それに伴って「第一の標的が日本」だと米国通商代表部(USTR)の代表(その時点では候補)が議会の公聴会で誓約したのである。

米国コメ団体も TPP から米国が離脱したとき、「日本においしい約束をさせたのにできなくなる」と怒ったが、すぐに発想転換し、石で TPP の墓まで作り、「TPP は死んだ。そもそも TPP 水準が不十分だったのだから、日米 2 国間で枠をもっと追加させよう」と意気込んだ。案の定、米国コメ団体は、7 万トンから 15 万トンに引き上げるよう要求し始めた。

日本の対米外交は「対日年次改革要望書」、「貿易障壁報告書」、米国在日商工会議所の意見書などに着々と応えていく(その執行機関が規制改革推進会議)だけだから、次に何が起こるかは予見できる。トランプ政権への TPP 合意への上乘せ譲歩リストも作成済みである。米国の対日要求リストには共済の対等な競争条件や食品の安全基準(食品添加物・残留農薬など)に関する項目がずらずら並んでいるから、それらを順次差し出していくのが、米国に対する恰好の対応策になる。どれから差し出していくかの順番を考えるのが日本の「戦略的外交」である。例えば、BSE(牛海綿状脳症)に対応した米国産牛の月齢制限を TPP の事前交渉で 20 カ月齢から 30 カ月齢まで緩めた(つまり、TPP で食の安全性が影響を受けなかったとの政府説明は虚偽)が、さらに、国民を欺いて、米国から全面撤廃を求められたら即座に対応できるよう食品安全委員会は 1 年以上前に準備を整えてスタンバイしている。情けない話だが、米国には TPP 以上を差し出す準備はできているし、できるところから、すでに対応しているのである。

新 NAFTA がベース=TPP 超え

なお、米国は新 NAFTA(北米自由貿易協定)において、TPP を上回る厳しい原産地規則(自動車部品など)のほか、食の安全基準(SPS)が貿易の妨げにならないようにすることを TPP よりも強化し、遺伝子組み換え食品の貿易円滑化に重点を置いた条項を TPP よりも強化している。新 NAFTA が日米 FTA の土台になることは間違いなく、それは、すなわち、TPP 以上に厳しい内容を受け入れざるを得ないことを意味している。

すでに酪農も食の安全基準も TPP 水準を超えることが明白

また、日欧 EPA では TPP を上回る譲歩をしているから、それを日米 FTA にも適用することは間違いないので、それだけでも、TPP 水準を超えることはすでに明白である。例えば、TPP では米国の強いハード系チーズ(チェダーやゴーダ)を関税撤廃し、ソフト系(モッツァレラやカマンベール)は守ったと言ったが、日欧 EPA では EU が強いソフト系の関税撤廃を求められ、今度はソフト系も差し出してしまい、結局、実質的に全面的自由化になってしまった。それが米国にも適用されるからである。

しかも、TPP で米国も含めて譲歩したバター・脱脂粉乳の輸入枠 7 万トン(生乳換算)を、TPP11 で米国が抜けても変更せずに適用したから、豪州、ニュージーランドは大喜びだが、これに米国分が「二重」に加われば、全体として TPP 水準を超えることも初めから明らかである。つまり、TPP11 合意に含めてしまった米国分を削除するなど不可能に近いのだから、日米 FTA で米国にながしかの乳製品枠を設定した時点で、「TPP 水準にとどまる」ことはあり得ないのである。

BSE(牛海綿状脳症)に対応した米国産牛の月齢制限を TPP の事前交渉で 20 カ月齢から 30 カ月齢まで緩めたが、その撤廃もすでに準備済み、「日米レモン戦争」で日本車輸入を止めると脅され、収穫後農薬(防カビ剤)を食品添加物に分類して認めてきたため、米国からの輸入レモンなどのパッケージに表示されるのを改善せよ、との要求については、TPP の裏協議(2 国間並行協議)で審査の簡素化を約束したが、表示そのものの撤廃の方向が日米 FTA で示されるのも、既定事実と思われる。これらも、「TPP 超え」が明白である。

「科学主義」がより明確に

食品の安全性については、TPP12 でも、国際的な安全基準(SPS)の順守を規定しているだけだから、日本の安全基準が影響を受けることはないという見解は間違いだと筆者はかねてから指摘してきた。なぜなら、米国は日本が科学的根拠に基づかない国際基準以上の厳しい措置を採用しているのを国際基準(SPS)に合わせさせるのが TPP だとかねてより言っている(2011 年 12 月 14 日、米国議会の TPP に関する公聴会でのマランティス次席通商代表(当時の発言などを参照)。

米国の「科学主義」とは、人が何人も死んでいようが因果関係が特定できるまでは規制してはいけない、というもの。それでは手遅れになる。EU は「予防原則」で、米国が何を言おうが危ないものは止めるが、日本は米国の言いなりだから科学主義で攻められる。今回の USTR の交渉目的には、science-based SPS measures が明記されており、姿勢はより明確になっている。

自動車のために命と暮らしを永続的に差し出し、自動車も守れないことに

「安倍政権は“経産省政権”ですから自分たちが所管する自動車の追加関税や輸出数量制限は絶対に阻止したい。代わりに農業が犠牲になるのです」と筆者は 2018 年 9 月 27 日の日刊ゲンダイで指摘した。自動車を所管する官庁は、何を犠牲にしても業界の利益を守ろうとする。各省のパワー・バランスが完全に崩れ、1 省が官邸を「全権掌握」している今、自動車を「人質」にとられて、国民の命を守るための食料や医療が、格好の「生贄」にされていく「アリ地獄」である。

そもそも、米国の自動車関税の引き上げも、差別的に、日本には適用しない、というような適用は、明確な国際法(WTO)違反であり、そのような姑息な願いをするのではなく、フランスのように真っ向から国際法違反だからやめるよう主張すべきである。自分だけが逃れられるように懇願するために、国民の命を差し出す約束をしてしまったツケは計り知れない。

しかも、本当は、食や医療を差し出しても、それが自動車への配慮につながることはない。米国の自動車業界にとっては日本の牛肉関税が大幅に削減されても、自動車業界の利益とは関係ないからである。本当は効果がないのに譲歩だけが永続し、すべてを失いかねない。

さらに、「為替条項」(円安誘導して自動車輸出を増やしたとして是正を求められたり、報復されたりする)も脅しの材料に使われている。

繰り返される詭弁～「なし崩し」の食と暮らしの崩壊

TPP 断固反対として選挙に大勝し、あっという間に参加表明し(「聖域なき関税撤廃」が「前提」でないと確認できたとの詭弁)、次は、農産物の重要 5 品目は除外するとして国会決議を反故にし(「再生産が可能になるよう」対策するから決議は守られたとの詭弁)、さらに、米国からの追加要求を阻止するためとして TPP を強行批准し、日米 FTA を回避するために TPP11 といって、本当は TPP11 と日米 FTA をセットで進め、ついに TAG で共同声明と副大統領演説まで改ざんして FTA でないと強弁して日米 FTA 入りを表明した。日米経済対話や FFR は日米 FTA の準備交渉だった。何度も何度も同じような光景(デジャブ)が繰り返されている。

「TPPを上回る譲歩はしない」と言っている政府が、選挙が終われば、最後はどんな言い訳を持ち出してくるのか。さらには、協定を発効させるために、ある段階で、恥ずかしげもなく「これは実は FTA でした」と開き直る「腹積もり」だろう。その前に、何度も何度もこんな見え透いた嘘で「なし崩し」にされていくのを、ここまで愚弄されても許容し続けるのが国民に問われている。

政治・行政の立論の幼稚化～教育の欠陥

最近の政治・行政の理屈の幼稚化、罪悪感の欠如、を見るにつけ、日本は教育で何を教えてきたのか、を深刻に問わざるを得ない(自戒の念を込めて)。

まず、2012年12月の衆院選で自民党の政権公約に「聖域なき関税撤廃を前提とする TPP 交渉参加に反対する」としたのは、某官庁の作戦だった。2013年2月の安倍総理とオバマ大統領との日米共同声明に「交渉に入る前に全品目の関税撤廃の確約を一方的に求めるものではない」との形式的な1文を挿入してもらうことに全力を注いだ。共同声明発表の前日に、その挿入に成功したとき、関係者は「これで国民をごまかせる」と祝杯を挙げていたと言われる。「聖域なき関税撤廃を前提としない」という条件がクリアできたから参加したので、公約違反ではない」との説明である。

次は、2013年4月の衆参農林水産委員会決議での重要5品目の除外について、「引き続き再生産可能となるよう」を入れたが、重要5品目の除外できなかつたではないか、と責められたら、最終的な切り札として、影響試算には国内対策をセットで出して、再生産が可能になるように国内対策をしたから国会決議は守られたのだと言い張るシナリオが当初から準備されていた。

ついには、日米 FTA はやらないと言っていたのに、やることにしてしまったから、日米 FTA ではないと言い張るために、日米共同声明とペンス副大統領演説まで改ざんして TAG なる捏造語を編み出して、「TAG であって FTA でない」と言い続けている。

このような「言葉遊び」のような詭弁にもならない幼稚な理屈を楽しみ、国民をごまかせた(まったくごまかせていないが)と満足する感覚を養うために、日本の学校教育があるのか。何を学んできたのか。何を教えてきたのか。人々を言葉尻で騙して悪事を正当化して私腹を肥やすテクニックにせつかくの能力を費やすことの虚しさに気づいてほしい。

教える側の資質も問われる。すべての国に同じ条件を適用する MFN(最恵国待遇)原則が経済学的に正しいとして、2000年頃までは FTA を批判し、「中でも日米 FTA が最悪」と主張していた日本の国際経済学者は、TPP 礼賛に変わり、ついに日米 FTA まで来てしまった。こうした事態の展開をどう評価するのか。当時、政府の FTA 関係の委員会で「変節」への説明を求めた筆者に「理屈を言うな。政府の方針なのだ」と一喝した大家は、また、そう発言するのだろうか。

「死に体」の ISDS は日米では入るか?

ISDS(投資家対国家紛争処理)条項についても、NAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉で、「震源地」の米国が ISDS を否定する事態となり、最終的には、米加間では ISDS は完全に削除、米墨間でも対象を制限したものとなり、米国の「ISDS 離れ」が明確になった。世界的にも、ここ数年で、ISDS の問題点が先進国・途上国問わず強く認識され、国連主導での改革の動きや、貿易・投資協定から ISDS を削除する動きが起こっている(内田聖子氏)。

この期に及んで、「死に体」の ISDS に日本だけがいつまで固執するのだろうか。米国と政府に追従して、あれだけ ISDS を礼賛してきた日本の法律・経済学者はどう説明するのだろうか。自身でしっかり考えず、はしごを外され、それでも屁理屈を言うのだろうか。しかし、今でも米国のグローバル企業は ISDS を入れたいから日米 FTA では国際的潮流に逆行して ISDS が組み込まれる可能性がある。日本は「飛んで火に入る夏の虫」だ。

他の協定への波及～「自由化ドミノ」の可能性

日豪 EPA 第2・3条1～3項は、日本が日豪 EPA よりも有利な条件を他国に提示したときは、それを豪州にも適用する再交渉ができることになっている。TPP では項だてではないものの、第2・3条に規定されていて、TPP11 でも引き継がれている。

日豪のときは、他の FTA との比較を念頭に置いた議論だったと記憶しているが、一般的には、WTO 上の合意が当該 FTA を上回った場合の対応を指すという解釈がある。確かに、日タイ EPA でも同様の規定はあるが、骨なし鶏肉の関税率が日タイでは 11.9%⇒8.5% [5年] であるのに対し、TPP11 では 11.9%⇒0% [6年] となっているが、タイ産鶏肉の関税率も TPP 並みに下げろ、との議論は起きてない。

なお、TPP11 では、発効7年後に、日本のみが輸出国の要請に応じて農産物関税の見直し協議に応じる義務を負っているのは、TPP12 から引き継がれている。

国産牛乳が飲めなくなる? ～「省令で歯止めをかける」ことはできなかった

酪農は「クワトロパンチ」である。「TPP プラス」の日欧 EPA と TPP11 と日米 FTA の市場開放に加えて、農協共販の解体の先陣を切る「生贄」にされた。頻発するバター不足の原因が酪農協(指定団体)によって酪農家の自由な販売が妨げられている

ことにあるとして、「改正畜安法（畜産経営の安定に関する法律）」で酪農協が全量委託を義務付けてはいけないと規定して酪農協の弱体化を推進している。EUでは、寡占化した加工・小売資本が圧倒的に有利に立っている現状の取引交渉力バランスを是正することにより、公正な生乳取引を促すことが必要との判断から、独禁法の適用除外の生乳生産者団体の組織化と販売契約の明確化による取引交渉力の強化が進められているのは真逆の我が国の異常性が際立っている。生ものの生乳は量が把握できないと需給調整・管理ができず、加工・流通が混乱するから、生乳について「二股出荷」を認めている国は世界にない中で、二股出荷を拒否できなくなったのは世界で日本だけというところでもないことをしてしまった。

懸念を表明した(将来を囑望されていた)担当局長と課長は「異動」になった。それでも、「省令で『いいとこどり』の二股出荷は拒否できるように規定するから」と担当部局は酪農関係者に説明し、実際、彼らは一生懸命知恵を絞っていた。しかし、「上」からの「小細工すると、わかっているよね」との圧力で、結局、有効な歯止めはできなかった。

生乳は英国のサッチャー政権の酪農組織解体の経験が如実に示すように、買ったたかれ、流通は混乱する。このクワトロパンチの将来不安も影響して、すでに都府県を中心とした生乳生産の減少が加速しており、「バター不足」の解消どころか、「飲用乳が棚から消える」事態が昨夏からも起こり得ると警鐘を鳴らしてきたが、北海道の惨事で顕在化した。この事態を、消費者は北海道の停電による一時的現象と勘違いしている。これは、いつ、そういうことが起きてもおかしくない構造的問題なのである。消費者はチーズが安くなるからいいと言っていると、子供に「ごめん、今日は牛乳売ってないの」と言わないといけなない差し迫る国民生活の危機を認識すべきだ。

驚愕の「とどめ刺せ」人事～農水省は風前の灯火？

事態の改善が困難なことが、TPPの農林水産業への影響試算の顛末でもわかる。当初、政府の中にあっても、何とか日本の食料と農業を守るために頑張ってきた所管官庁は、当初は4兆円の被害が出ると試算していたが、政府部内での影響が大きすぎるとの批判に応じて3兆円に修正した。それが最終的に1,300～2,100億円になってしまった。まったく整合性のない数字を出すにあたって、所管官庁内部でも異論はあった。しかし、いまや抵抗力を完全に削がれてしまった感がある。

今の官邸は反対する声を抑えつけていく手口が巧妙だ。霞が関については幹部人事を官邸が決めることにしたのが大きい。「これ以上抵抗を続けると干される。逆に官邸に従えば、昇進の目が広がるかもしれない。そして昇進の暁には官邸(裏に経産省)と米国と財界のための『改革』を仕上げます」ということである。2016年6月、まさにその通りの人事が発令された(「農水省に葬式を出すために次官になった」と公言)。

振り返ると、日本の農林漁業を守り、国民への安全な食料供給の確保を使命としてきた農林水産省にとって、TPP(環太平洋連携協定)交渉への参加は、長年の努力を水泡に帰すもので、あり得ない選択肢であった。何としても阻止すべく、総力を挙げて闘ったが、押しきられた。痛恨の極みだった。次には、重要5品目を除外する国会決議も守れなかったが、コメなどの被害を最小限に食い止めるために農水官僚が必死に頑張ったのは確かだ。

重要品目の国境措置だけでなく、酪農の指定団体制度も、種子法も、漁業法も、農林漁家と地域を守るために、知恵を絞って作り上げ、長い間守ってきた仕組みを、自らの手で無惨に破壊したい役人がいるわけではない(特定企業による民有林・国有林の「盗伐」も合法化する)。それらを自身で手を下させられる最近の流れは、まさに断腸の想いだらうと察する。

官邸における各省のパワー・バランスが完全に崩れ、従来から関連業界と自らの利害のためには食と農林漁業を徹底的に犠牲にする工作を続けてきた省が官邸を「掌握」している今、命・環境・地域・国土を守る特別な産業という扱いをやめて、農林漁業を「お友達」の儲けの道具に捧げるために、農水省の経産省への吸収も含め、農林漁業と関連組織を崩壊・解体させる「総仕上げ」が進行している。それでも、良識ある官僚は頑張っていることは忘れてはいけない。農水省をなくしてはならない。

趨勢的な生産構造の脆弱化に新たな自由化の影響が加わると

重要なのは複合的影響である。国内政策や過去の貿易自由化の影響で、すでに農業生産構造の脆弱化が趨勢的に進んでいる。そこに一層の自由化が上乘せされる全体の影響の大きさを見なくてはならない。先述のとおり、酪農では、すでに都府県の生産減少が続いているところに、日欧EPAとTPP11と日米FTAが加わると、夏場、飲用牛乳が欠品し、子供に牛乳が飲ませられない日が頻発する危機は目の前にきている。チーズが安くなってよかったと喜んでいる場合ではないことを消費者に理解してもらわないといけない。

これまでの趨勢に新たな自由化の影響を加味すると、牛肉・豚肉の自給率は20年後くらいには10%台になりかねないとの試算もある。牛丼、豚丼が安くなってよかったと言っているうちに、乳がん、前立腺がんなどが何倍にも増えて、国産の安全・安心な食料を食べたいと気づいたときに自給率1割台になっていたら、もう選ぶことさえできない。農家が困るだけの問題ではなく、自分たちの命の問題だということを消費者にもっと明確に伝え、消費者との双方向ネットワークを強化して、安くても不安な食料の侵入を排除し、自身の経営と地域の食と暮らしを守らねばならない。それこそが強い農林水産業である。

① コメ

数字の読み方は、2015年の需要量を100としたときに、国内供給は98なので、自給率は98%ということである。これをベースラインとして、5年後を順次推定したのが表の数値である。コメの場合は、貿易自由化の影響で趨勢的な生産の減少が加速しても、それ以上に趨勢的な消費の減少が大きいので、大幅な米価下落で需給が調整されるか、飼料米や輸出米の増加で過剰圧力を吸収できないと、趨勢的には、コメ余りが増幅されていく可能性が高いことがわかる。このままでは、コメの総生産は15年後の2030年には670万トン程度になり、稲作付農家数も5万戸を切り、地域コミュニティが存続できなくなる地域が続出する可能性がある。一方、コメの消費量は一人当たり消費の減少と人口減で、2030年には600万トン程度になる。なんと、生産減少で地域社会の維持が心配されるにもかかわらず、それでもコメは70万トンも「余る」のである。

	需要		供給		自給率	
	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮
2015	100	100	98	98	98	98
2020	93	93	92	90	98	96
2025	82	82	87	85	106	103
2030	71	71	82	81	116	113
2035	62	62	79	76	127	123

② 生乳

飲用乳消費は減少するがチーズ消費の増加で需要は一度減少後に反転する。趨勢的な生産の減少が大きいので、それに貿易自由化の影響が加わって、自給率は大きく低下すると見込まれる。2030年の生産量は400万トン弱で、「総飲用化」になる。

	需要		供給		自給率	
	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮
2015	100	100	62	62	62	62
2020	95	95	51	49	53	51
2025	93	94	41	40	44	42
2030	93	94	34	33	36	35
2035	94	95	28	27	30	28

③ 牛肉

趨勢的な消費の減少は貿易自由化による価格下落によって一定程度緩和される一方、趨勢的な生産の減少が大きいのに、貿易自由化による生産減少も相当に大きいので、生産減少が加速され、自給率は大きく低下すると見込まれる。

	需要		供給		自給率	
	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮
2015	100	100	40	40	40	40
2020	98	101	32	30	33	29
2025	93	98	26	23	28	23
2030	89	95	22	18	24	19
2035	86	92	18	15	21	16

④ 豚肉

牛肉と違い、趨勢的に消費は増加傾向にある。一方、趨勢的な生産の減少が大きいのに、貿易自由化による生産減少が牛肉以上に大きいので、生産減少が加速され、自給率は大きく低下すると見込まれる。

	需要		供給		自給率	
	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮
2015	100	100	51	51	51	51
2020	106	108	39	33	37	30
2025	114	116	31	25	27	22
2030	122	124	24	18	20	15
2035	131	132	20	15	15	11

⑤ 鶏肉

	需要		供給		自給率	
	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮	趨勢	自由化考慮
2015	100	100	66	66	66	66